

近江学園における心理的虐待の事案について

近江学園内で職員が入所児童に暴言を発するという不適切な支援の事案が発生し、これを心理的虐待と認めましたので報告します。

1 概要

- ・ 日時 平成25年12月28日(土) 午後2時45分頃
- ・ 場所 近江学園生活棟の前庭周辺
- ・ 虐待を行った職員 保育士
- ・ 虐待を受けた児童 男子(小学生)
- ・ 虐待行為 職員による制止を聞かずに駆け出した児童に対して「殺すぞ」と暴言を発した。

2 経過

- 1月2日(木) 保護者から園に対して児童が被害を訴えているとの電話があり、また、直後に甲賀警察署からも状況確認の電話があったため、園による職員への事実確認を実施
園から障害福祉課に第一報があり、事実関係を明らかにし報告するよう指示
- 1月3日(金) 職員が行為を認める
- 1月5日(日) 保護者と面談し、謝罪とともに事実経過について説明
- 1月7日(火) 再度、保護者と面談し、当面の対処方針について説明
- 1月8日(水) 職員に対して児童に直接接しない業務に従事するよう指示
園から障害福祉課に事実関係を報告
- 1月16日(木) 園内の権利擁護・虐待防止検討委員会を開催し、原因究明・再発防止策を検討
- 1月27日(月) 園から障害福祉課に対して報告書の提出

3 原因として考えられる要因

- (1) 事案発生当時、経験の浅い職員をフォローする体制が不十分であったこと
- (2) 日常の体制として、処遇方法に悩む職員への相談支援体制が不十分であったこと
- (3) 当該職員の虐待防止や権利擁護に対する認識が不十分であったこと

4 本事案への対応と再発防止に向けた取組

(1) 本事案への対応

① 虐待を受けた児童への対応

- ・ 園の臨床心理士や子ども家庭相談センターと連携した心理的ケアの実施

② 虐待を行った職員への対応

- ・ 配置換えの実施
- ・ 再教育のための園長等による継続的な面談の実施

③ 園全体の組織的な対応

- ・ 他の虐待事案の有無についての全職員への聞取調査の実施
- ・ 園長または副園長による入所児童に対する面談の実施

(2) 再発防止に向けた取組

- ・ 経験の浅い職員に対するフォロー体制や相談支援体制の確保をはじめとする組織運営の見直しの検討
- ・ 全職員が虐待防止チェックリストによる自己点検を行うとともに、全職員に対する虐待防止に関する研修の実施

※上記の取組について、外部委員からなる第三者委員会による意見を踏まえて実施するとともに、実施状況について委員会による検証を実施